

原子力災害対策編

牧之原市地域防災計画 原子力災害対策編

目 次

第1章 総則	原子力-	1
第1節 計画の目的	原子力-	1
第2節 計画の性格	原子力-	1
第3節 計画の周知徹底	原子力-	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	原子力-	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	原子力-	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	原子力-	2
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	原子力-	3
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	原子力-	3
第2章 原子力災害事前対策	原子力-	8
第1節 基本方針	原子力-	8
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	原子力-	8
第3節 立入検査と報告の徴収	原子力-	8
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	原子力-	8
第5節 迅速かつ円滑な災害対策、災害復旧への備え	原子力-	9
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	原子力-	9
第7節 緊急事態応急体制の整備	原子力-	12
第8節 避難収容活動体制の整備	原子力-	15
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	原子力-	18
第10節 緊急輸送活動体制の整備	原子力-	18
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	原子力-	18
第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	原子力-	19
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	原子力-	20
第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	原子力-	20
第15節 防災業務関係者の人材育成	原子力-	21
第16節 防災訓練等の実施	原子力-	21
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	原子力-	22
第18節 災害復旧への備え	原子力-	23
第3章 緊急事態応急対策	原子力-	24
第1節 基本方針	原子力-	24

第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	原子力-24
第 3 節	活動体制の確立	原子力-26
第 4 節	屋内退避、避難収容等の防護措置	原子力-29
第 5 節	治安の確保及び火災の予防	原子力-38
第 6 節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	原子力-38
第 7 節	緊急輸送活動	原子力-39
第 8 節	救助・救急、消火及び医療活動	原子力-40
第 9 節	市民等への的確な情報伝達活動	原子力-41
第10節	自発的支援の受入れ等	原子力-42
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	原子力-43
第4章	原子力災害中長期対策	原子力-44
第 1 節	基本方針	原子力-44
第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	原子力-44
第 3 節	原子力災害事後対策実施区間における避難区域等の設定	原子力-44
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	原子力-44
第 5 節	各種制限措置等の解除	原子力-44
第 6 節	災害地域市民に係る記録等の作成	原子力-44
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	原子力-45
第 8 節	風評被害等の影響の軽減	原子力-45
第 9 節	被災中小企業等に対する支援	原子力-45
第10節	心身の健康相談体制の整備	原子力-45
【別図】	防災関係機関の情報連絡系統図	原子力-46
【別表】	被災地住民登録様式	原子力-47

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、中部電力株式会社(以下「原子力事業者」という。)、浜岡原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)の原子炉の運転等(加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄、使用施設(保安規制を定める施設)の運転及び事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」における福島第一原子力発電所事故を目の当たりにして、同年9月26日、牧之原市議会の〈浜岡原子力発電所に関する決議〉「浜岡原子力発電所は、確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り、永久停止すべきである。」を市民の声として尊重し、踏まえた上で、あらゆる想定の下で市民の生命や暮らしを最優先する原子力防災計画を推進するものとする。

なお、浜岡原子力発電所は、現在国の指導により停止しており、その条件の下で「原子力防災計画」を推進するものとする。

第2節 計画の性格

牧之原市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1 この計画は、牧之原市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 2 市等関係機関は、想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。
牧之原市における他の災害対策との関係	この計画は、「牧之原市地域防災計画」の(原子力災害対策編)として定めるものであり、この計画に定めのない事項については(共通対策編)による。
計画の修正	この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合は、これを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図り、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

(原子力災害対策編)の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日全部改正)を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

＜原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態＞

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。(資料編 15-1「浜岡原子力発電所周辺地図」、15-2「集落別人口構成」)

- ・ 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)
- ・ 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区は、以下の表の通りとする。

予防的防護措置を準備する区域(PAZ)	地頭方区、落居区、豊岡区、新庄区、遠渡区、須々木区、波津区、相良区、福岡区、大沢区
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)	予防的防護措置を準備する区域(PAZ)を除く全域

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態(御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。)
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。

実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)の具体的な内容と対応関係については、(第3章 第4節「屋内退避・避難収容等の防護措置」)に示す。

2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、(共通対策編 第1章 総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」)を基本に次のとおりとする。

1 市

所掌事務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 避難所等の整備
6 災害状況の把握及び伝達
7 市災害対策本部の設置
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
9 県が行う緊急時モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力
10 避難の勧告、指示及び立入制限
11 避難誘導
12 避難等の実施
13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
14 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
15 市民等及び必需物資の緊急輸送の確保
16 汚染飲食物の摂取制限等
17 市民等からの問合せ対応
18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力

- 19 制限措置の解除
- 20 県が行う原子力防災対策に対する協力
- 21 損害賠償請求等に必要な資料の整備
- 22 県及び関係機関への支援の要請

2 消防機関

機関名	所掌事務
静岡市消防局	1 市民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
消防団	1 市民等の避難誘導 2 情報の伝達及び収集活動 3 立入制限及び交通規制の協力

3 県

所掌事務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難等の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問合せ対応 20 放射性汚染物質の除去 21 制限措置の解除 22 関係市の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請

4 県警察本部

所掌事務
1 県民等に対する避難誘導及び災害警備広報 2 立入制限及び交通規制 3 治安の確保

5 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策
関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部近畿産業 保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
国土交通省航空局	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時モニタリングの支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保

6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	所掌事務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	1 災害時の輸送路の確保

	2 避難退域時検査場所設置への協力
NTT 西日本株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い
株式会社 NTT ドコモ東海支社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保
日本赤十字社静岡県支部 (一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	災害時における医療助産その他救助の実施
(独) 国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
(公社) 静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社) 静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(一社) 静岡県バス協会	避難市民等の輸送の支援
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

7 原子力事業者(中部電力株式会社)

所掌事務
1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備(モニタリングポスト)の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 避難退域時検査及び除染の実施(県と連携) 13 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性汚染物質の除去

15 災害の復旧

8 自衛隊

機関名	所掌事務
陸上自衛隊第34普通科連隊	1 災害応急対策の支援
海上自衛隊横須賀地方総監部	2 緊急時モニタリングの支援
航空自衛隊第1航空団	3 避難退域時検査及び除染の支援

9 自主防災組織

所掌事務
1 原子力防災に関する知識の普及
2 情報の収集及び伝達活動
3 避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。また、修正内容について意見を述べることができる。
- 2 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合は受領する。

第3節 立入検査と報告の徴収

- 1 市は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているか確認する。
- 2 立入検査を実施する市の職員は、市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 市は、(原子力災害対策編)の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、周辺市民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- 2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、県及び市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合は、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- 3 市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、以下の項目を参考に、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知し、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)

エ 関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県、関係周辺市町と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努め、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県、関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設(事業所)に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

資料名	
1 原子力施設(事業所)に関する資料	(1) 原子力事業者防災業務計画
	(2) 原子力発電所の施設の配置図
2 社会環境に関する資料	(1) 種々の縮尺の周辺地図
	(2) 周辺地域の人口、世帯数(原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者(高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)
	(3) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)
	(4) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)
	(5) 周辺地域の配慮すべき施設(幼稚園、学校、保育所、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等)に関する資料(原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)
	(6) 原子力災害医療機関に関する資料(原子力災害医療協力機関(以下「協力機関」という。)、原子力災害拠点病院(以下「拠点病院」という。))それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)
	(7) オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料
3 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	(1) 周辺地域の気象資料(過去1年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等)
	(2) モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定 of 候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図
	(3) 線量推定計算に関する資料
	(4) 平時環境放射線モニタリングに関する資料

	(5) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
	(6) 農林水産物の生産及び出荷状況
4 防護資機材等に関する資料	(1) 防護資機材の備蓄・配備状況(資料編 15-9)
	(2) 避難用車両の緊急時における運用体制
	(3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況(資料編 15-10)
資料名	
5 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料	(1) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。)
	(2) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)
	(3) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
6 避難に関する資料	(1) 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した市民配布のもの)
	(2) 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町間の調整済のもの)

3 通信手段・経路の多様化等

市は、国、県及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 市防災行政無線の整備(資料編 3-1～3-3)

市防災行政無線については、移動系防災無線及び同報系防災無線の設置を推進する。なお、この場合は、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、NTT 西日本株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定め、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合は、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じたときは、国(総務省)と事前の調整を実施する。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む。)を整備し、専門的な知見・技術を下に耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

4 専用回線の整備

(1) 県と国、市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備

国、県と連携し、緊急時における市と県及び国、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

オフサイトセンターと県及び市、関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、県と協力して原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討し、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、(第3章 緊急事態応急対策)に反映する。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 原子力災害警戒本部の設置準備体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。)等を含む体制表を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定し、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める(資料編 1-1、1-4、15-11)。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定める。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺

市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席する。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定める。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係周辺市町及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。（資料編 1-12）

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、(第1章 第8節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」)に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について、静岡市消防局と消防相互応援体制や緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請及び必要に応じた被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町間の応援協定締結の推進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は以下表のとおりである。

名称	締結年月日	構成都市道府県等
災害時等の応援に関する協定 (中部圏9県1市)	昭和52年 3月31日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	昭和52年 6月16日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成 8年 7月18日	全都道府県
原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年 1月31日	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

8 オフサイトセンター

- (1) 市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平時から訓練、市民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 市は、県と相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 市は、国・県と相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、関係都道府県(P A Zを含む都道府県及びU P Zを含む都道府県という。以下同じ。)、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

なお、国は、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。

10 専門家の派遣要請手続

市は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。

1.2 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定め、外部からの支援を早期に要請することも定める。

1.3 人員及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、県及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、屋内退避及び避難誘導ための計画を策定する。

市は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には、同指針に規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ圏内の市民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

UPZの避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備等

市は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、市は所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難を想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。(資料編 15-4「避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料」)

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあってもらえるよう、あらかじめ供給体制を整備する。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努め、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者(市に在住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。)を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。(資料編 15-5「周辺地域の特定施設(幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、身体障害者福祉施設等)に関する資料」)

(1) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平時より、安否確認を行うため、周辺市民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図り、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、要配慮者避難支援計画等を整備する。

(2) 病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努め、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。(資料編 15-5「周辺地域の特定施設(幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、身体障害者福祉施設等)に関する資料」)

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、所在市、関係周辺市町及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練をするよう努める。(資料編 15-3「観光交流客数月別内訳」)

7 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等(具体的な避難経路、避難先を含む。)を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

8 居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援の下、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定し、必要な資機材や人員等を確保する。

10 避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法(バス等で避難する場合の一時集合場所等、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力の下、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺市民に提供すべき情報について整理する。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国及び県、関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合は、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、静岡市消防局及び県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は静岡市消防局及び県、原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図り、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、ＰＡＺ内の住民等及びＰＡＺ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにＰＡＺ外の住民に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

市は、平時から静岡市消防局及び県、原子力事業者等と連携を図り、周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮し、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(2) 市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第12節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理する。また、周辺市民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。(資料編 15-12「市民等に対する指示伝達系統図」)
- 2 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への確かつかりやすい情報を常に伝達できるよう、体制、市防災行政無線等の無線設備(戸別受信機を含む。・資料編 3-1)、広報車両等の施設、装備の整備を図る。
- 3 市は、国、県と連携し、市民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。
- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- 5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定め、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること。
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること。
 - (7) 要配慮者への支援に関すること。

- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。

- 2 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等は、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、国及び防災関係機関と連携して、被ばくの可能性のある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対し、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 7 緊急時に市、県及び国等が講ずる対策の内容。
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 9 原子力災害医療(応急手当を含む。)に関すること。
- 10 その他緊急時対応に関すること。

第16節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 周辺市民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺市民避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練

また、訓練計画の策定に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 訓練の目的に応じて適切な訓練のタイプ(通報訓練、初期対応訓練、机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等)及び対象者を選定する。
 - イ 事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画する。
 - ウ 訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓令計画を策定し、適切な間隔で訓練を繰り返し実施するようにする。
- (2) 市は、市民避難及び市民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

- (1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

- (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ市民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行い、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的である。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- 1 事故の通報を受けた市長は、事故の状況の把握に努め、国・県の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の市民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講ずる。
- 2 事故の通報を受けた静岡市消防局は、直ちにその旨を県消防保安課に報告し、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- 3 事故の通報を受けた牧之原警察署は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- 4 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

第18節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体(県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。)に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は、原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合は、直ちに県をはじめ、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本

部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとされている。また、内閣府は、ＰＡＺを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、ＵＰＺを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

エ 原子力保安検査官(原子力運転検査官)等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図(原子力災害対策編末尾)を参照。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、市をはじめ、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県、県警察本部、所在地の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 市は、原子力規制委員会(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

ウ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

エ 市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在地の消防機関、最寄りの海上保安庁、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

ウ 市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有し、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

エ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

オ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行い、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引続き行うものとされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4 放射性物資又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

原子力災害対策のための警戒態勢	1 警戒態勢 市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとる。
	2 情報の収集 市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。
	3 対策拠点施設の設営準備への協力 市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行う。
	4 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

原子力災害対策のための警戒態勢	5 国等との情報の共有等 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。
	6 警戒態勢の解除 警戒態勢の解除は、概ね以下の基準とする。 (1) 市長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。 (2) 警戒本部が設置されたとき。
災害対策本部の設置等	1 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置する。
	2 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準とする。 (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされた後。 (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等	災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は(資料編1 組織・体制)による。
他の災害対策本部等との連携	複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、市民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請する。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

応援要請	1 市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町等に対し速やかに応援要請を行う。 2 市は、必要に応じ、静岡市消防局に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。
職員の派遣要請等	1 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。 2 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときは、速やかに知事に対し、撤回要請を要求する。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の市民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

市は、初動段階における避難区域の市民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、こども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、災害対策本部(又は現地災害対策本部)と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行い、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 災害対策本部長(又は現地災害対策本部長)は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射

線防護に係る基準に基づき行う。

イ 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。

ウ 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(4) 安全対策

ア 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

イ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

(1) 原子力発電所の場合

ア 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うものとする。

なお、「EAL」(Emergency Action Level)とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

【表 警戒事態における緊急時活動レベル(EAL)】

警戒事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1 ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※1 ⑪ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重点区域をいう。）において、火災又は洪水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1 ⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1 ⑬ 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3 ⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3 ⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※3 ⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3 ⑰ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1 ⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3	
---	--

※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

※ 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - ー プラントの設計基準を超える事象
 - ー 長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

イ 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置(避難)を行うものとする。

また、市は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うものとする。

【表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（E A L）】

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。※1 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。※1 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※1 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。※1 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1 ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1 ⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1 ⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1 ⑬ 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1 ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器	P A Z内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

の障壁が喪失すること。※1 ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。※3 ⑯ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3	
--	--

※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

ウ 市は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置(避難)を行うものとし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

また、市は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう連絡するとともに、UPZ外の住民等に対し、事態の進展などに応じて国の指示により、屋内退避の実施を連絡するものとする。

【表 全面緊急事態における緊急時活動レベル(EAL)】

全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

が5分間以上継続すること。※1 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※1 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※1 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1 ⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2 ⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなる。※1 ⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※1 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。※3 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。※3	
--	--

※1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内待避又は避難のための立退きの指示等(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

エ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一次移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、

国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

また、県は、市から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

オ 県は、災対法第 60 条第 6 項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には県は、国及び市と緊密な連携を行うものとする。

【表 O I L 1、2 と防護措置】

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止する^{※1}ため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1 時間値)が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率(1 時間値)が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

カ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

キ 市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市は避難や災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

ク 避難対象区域を含む市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

ケ 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入れ先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合は、県は受入れ先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとされている。

コ 市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

2 避難所等

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査場所の開設等の状況を伝達し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。
- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供する。
- (3) 市は、県の協力の下、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所における食事の提供については、市は県と連携して、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食材を確保することに努めるものとする。あわせて、県は、市と連携して、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 市は、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努め、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- (5) 市は、県の協力の下、避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進し、男女の二

ーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所等の運営に努める。

- (6) 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (7) 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

3 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対する避難退域時検査を行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、市民等が避難区域等から避難する際に、市民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び除染を行う。

但し、避難の時期等により、汚染がないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようにすることもできる。

【表 O I L 4 と防護措置について】

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※2} (皮膚から数cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	β 線：13,000cpm ^{※3} 【1か月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

※2 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3 ※2 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

4 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体に
おける被災市民の受入れ能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要請する。
- (3) 県は、市から協議要請があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市
の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、
市の要請を待たないで広域一時滞在のための協議要請を当該市に代わって行うものとされてい
る。
- (4) 国は、市及び当該市を包括する都道府県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うこ
とが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行うものとされている。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び県の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服
用が必要になった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に
当たっての注意を払った上で、服用するべき時期及び服用の方法を指示するとともに、県及び医療
機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保、その他の必要な措置を
講ずるものとする。

6 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高
度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等が〇ＩＬに基づき特定された区域等から避難又は
一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

7 要配慮者への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、
要配慮者及び一時滞在中者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での
健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障がい
のある人向け建設型応急住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても
十分配慮する。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あら
かじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ
安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あら
かじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又
は利用者を避難させる。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があ
った場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒
等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保
護者へ引渡した場合は、県に対し速やかにその旨を連絡する。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

10 警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関と連携し、市長等が設定した警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

(2) 被災した市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(3) 被災した市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合は、国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施する。

2 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示。要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、OILの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査に協力する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性

物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替え飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

【表 飲食物に係るスクリーニング基準※¹】

基準の概要	初期設定値※ ²	防護措置の概要
ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ³ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ⁴)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※¹ 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency。以下「ＩＡＥＡ」という。) では、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※² 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※³ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※⁴ 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

【表 ＯＩＬ６と防護措置について】

基準の概要

経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

防護措置の概要

1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

核種※ ¹	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ²
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※¹ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※² 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

避難対象区域を含む市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
第2順位	避難者の輸送(PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難者、負傷者等
- ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー(市の対策本部長、国及び県の現地対策本部長等)、緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ア 避難対象区域を含む市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 避難対象区域を含む市は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請し、必要に応じ周辺市町や県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 5 海上保安庁第三管区海上保安本部
避難市民等	1 (一社)静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)

- ウ 避難対象区域を含む市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域内に存する道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 避難対象区域を含む市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- (2) 避難対象区域を含む市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合は、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 避難対象区域を含む市は、静岡市消防局と協議し、保有する消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに県内消防相互応援、緊急消防援助隊の出動等の調整を図る。

なお、調整時には以下の事項に留意する。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 市への進入経路及び集結(待機)場所

など

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第9節 市民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図り、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行う。
- (2) 市は、市民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 市は、役割に応じて周辺市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考として気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定及びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町、原子力事業者等と相互に連絡を取り合う。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等は、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

2 市民等からの問合せに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、火災、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設け、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 支援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 避難対象区域を含む市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合は、あらかじめ定めた退避先へ退避し、その旨を市民等へ周知する。

なお、行政機関においては市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

- 2 避難対象区域を含む市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区間における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 災害地域市民に係る記録等の作成

1 災害地域市民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた別表（原子力災害対策編末尾参照）によ

り記録する。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報し、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業・小規模企業に対する援助、助成措置について広く被災者に広報し、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

【別図】 防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		
↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141
		防衛省(統合幕僚監部参事官付) 03-5269-3246
		海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361
		気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902
		厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3595-2172
		農林水産省(大臣官房バイオマス政策課) 03-6744-1856
		その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補(事務処理・危機管理担当) 付 03-6910-0259	→	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ		
国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639		
(自動車局環境政策課) 03-5253-8603		
(大臣官房参事官(運輸安全防災) 付) 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局(危機管理課) 0558-24-2004
		東部地域局(危機管理課) 055-920-2003
		中部地域局(危機管理課) 054-644-9104
		西部地域局(危機管理課) 0538-37-2204
		県内全市町(一斉FAX)
		消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
		陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118
		静岡地方気象台 054-286-3411
静岡県環境放射線監視センター 0548-29-1111		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部(緊急事態対策課) 054-271-0110
		牧之原警察署 0548-22-0110
		掛川警察署 0537-22-0110
		藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119		
牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058		
菊川市(危機管理課) 0537-35-0923		
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131		
吉田町(防災課) 0548-33-2164		
袋井市(危機管理課) 0538-86-3703		
焼津市(地域防災課) 054-623-2554		
藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119		
島田市(危機管理課) 0547-36-7320		
森町(危機管理課) 0538-85-6302		
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-6101		
【中部電力】		
中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211		
中部電力(株)東京支社 03-3501-5101		

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

その他連絡先(関係機関から連絡)

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(統合幕僚監部参事官付)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台(総務部業務課) 042-497-7200	静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

【別表】 被災地住民登録様式

別表（５－７－１）

被災地住民登録様式

1ページ	2ページ																																																							
被災地住民登録票 令和 年 月 日 市町名	第 号 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな氏 名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;">明大昭平令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>年 令</td> <td>満 才</td> </tr> <tr> <td>居住地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故発生時の場所</td> <td colspan="2">屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事故発生直後の行動</td> <td>0時間～1時間</td> <td>1時間～2時間</td> <td>2時間～3時間</td> <td>3時間～6時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>6時間～9時間</td> <td>9時間～12時間</td> <td>12時間～18時間</td> <td>18時間～24時間</td> </tr> <tr> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> <td>屋内 屋外</td> </tr> <tr> <td>汚染の程度</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>除 染</td> <td>衣 服</td> <td colspan="3">A. B(携行、支給)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>身 体</td> <td colspan="3">A. B. C. D</td> </tr> <tr> <td>措置状況</td> <td>医療措置</td> <td colspan="3">A. B. C. D. E</td> </tr> <tr> <td>被ばく当時の急性症状</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	ふりがな氏 名		明大昭平令 年 月 日生	職 業	年 令	満 才	居住地			事故発生時の場所	屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外		事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	汚染の程度				除 染	衣 服	A. B(携行、支給)			そ の 他	身 体	A. B. C. D			措置状況	医療措置	A. B. C. D. E			被ばく当時の急性症状				
ふりがな氏 名		明大昭平令 年 月 日生																																																						
職 業	年 令	満 才																																																						
居住地																																																								
事故発生時の場所	屋内（木造・鉄骨、コンクリート） 屋外																																																							
	事故現場からの距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																							
事故発生直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間																																																				
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																				
	6時間～9時間	9時間～12時間	12時間～18時間	18時間～24時間																																																				
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外																																																				
汚染の程度																																																								
除 染	衣 服	A. B(携行、支給)																																																						
そ の 他	身 体	A. B. C. D																																																						
措置状況	医療措置	A. B. C. D. E																																																						
被ばく当時の急性症状																																																								
3ページ	4ページ																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">退避所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退避期間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: middle;">その他参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>〇〇市町長 氏 名 印</td> </tr> </table>	退避所名		退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日	その他参考事項		発行年月日	年 月 日	発行者	〇〇市町長 氏 名 印	この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。																																													
退避所名																																																								
退避期間	年 月 日 ～ 年 月 日																																																							
その他参考事項																																																								
発行年月日	年 月 日																																																							
発行者	〇〇市町長 氏 名 印																																																							

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体 の 欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療